

平成 31 年度事業報告書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

NPO法人アール・ド・ヴィーヴル

1. 事業の成果

- ① 小田原市を中心に県西地区在住の障害がある方（知的、精神、肢体不自由）を対象に、様々な表現活動の場を提供し、障害者の社会参加を推進することができた。
- ② 当法人が運営する障害者就労継続支援 B 型事業所は、開所から 4 年が経ち、登録者数 40 名、一日の利用者数は平均 13 名。表現活動のほか、製造販売、作品リース配達、農園作業、調理、パソコン入力など、個人の得意なことをみつける支援を行った。
- ③ 初の取り組みとして、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて、特別支援学校や身体障害者入所施設へアウトリーチを実施、また重度障害者に特化したアートワークショップを年間 20 回実施した。言葉による表現が困難な重度障害者が自己実現する機会となり、コミュニケーションツールとなることが関係者らと共有された。今後の計画である生活介護施設運営のためにも重度障害者を受け入れるため意義深い活動となった。
- ④ 当法人設立から現在まで 7 年間で振り返るコンセプトブックを初めて刊行し、広く活動を周知する一助となった。
- ⑤ 令和元年 10 月、神奈川県 SDGs パートナー団体として登録認証された。その後、小田原市 SDGs パートナー登録も認証され、アクションブックに活動紹介が掲載された。
- ⑥ 令和元年 10 月 21 日付、神奈川県指定特定非営利活動法人として認定された。指定の有効期限は 5 年間、寄附金の控除対象期間は平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで。個人住民税（県民税+市長民税）が控除対象となる。

2. 事業実績

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 芸術活動及び生涯学習を通じた障害者の自立促進事業

ア 障害児者の創作活動の事業

<アートワークショップ>

- ・内 容 アートディレクターによるアートワークショップ
- ・日 時 H31.4.1~R2.3.31 全 21 回
- ・場 所 久野アトリエ（小田原市久野 906-102）
- ・従事者人員 講師を含むボランティア 延べ 70 人
- ・受益対象者 障害がある方 延べ 289 人

<独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業>

- ・内 容 肢体不自由や重度知的障害児者を対象にアートワークショップを実施。養護学校と障害者入所施設にてアウトリーチを実施した。
- ・日 時 H31.4.1~R2.3.31 全 20 回
- ・場 所 久野アトリエ、小田原養護学校、足柄療護園
- ・従事者人数 アートディレクターを含むスタッフ 8 人
- ・受益対象者 障害児者、保護者、教師、施設職員 延べ 220 人

イ 美術・音楽・スポーツに関する体験事業

- ・内 容 清里フィールドバレエ、尖石縄文考古館、この街学園視察交流
- ・日 時 R1.8.9～10
- ・場 所 山梨県清里萌木の村、長野県茅野市この街学園
- ・従事者人員 ボランティア含むスタッフ4人
- ・受益対象者 障害児者と保護者 20名

〈ラグビーワールドカップ関連小田原市受託事業〉

- ・内 容 「パッカー車をワラビーズカラーにペイントしよう！」ラグビーオーストラリア代表ワラビーズ応援イベントの企画プロデュース。障害者と一般公募参加者が、アートディレクターの指導のもとパッカー車をワラビーズカラーにペイントした。その後、広告塔として市内を走っている。
- ・日 時 R1.6.2
- ・場 所 ダイナシティ WEST 屋外広場
- ・従事者人員 アートディレクター含むスタッフ10人、ボランティア30人
- ・受益対象者 障害児者、一般 延べ100人

ウ あれこれ体験に関する事業

- ・内 容 講師によるヨガ・英会話・織り・フラダンス・料理・陶芸・舞踏などを7種のワークショップを通年にわたり実施した。

〈親子でヨガワークショップ〉

- ・日 時 H31.4.1～R2.3.31 全19回
- ・場 所 久野アトリエ
- ・従事者人員 講師を含むスタッフ2人
- ・受益対象者 障害児者、保護者 延べ93人

〈織りワークショップ〉

- ・日 時 H31.4.1～R2.3.31 全17回
- ・場 所 久野アトリエ
- ・従事者人員 スタッフ1人
- ・受益対象者 障害児者 延べ28人

〈英語ワークショップ〉

- ・日 時 H31.4.1～R2.3.31 全16回
- ・場 所 久野アトリエ
- ・従事者人員 講師を含むスタッフ3人
- ・受益対象者 障害児者、一般 延べ84人

〈陶芸ワークショップ〉

- ・日 時 R1.7月 全1回
- ・場 所 久野アトリエ
- ・従事者人員 講師を含むスタッフ2人
- ・受益対象者 障害児者 13人

〈料理ラボ〉

- ・日 時 H31.4月、R1.7月、R2.2月 全3回

- ・場 所 小田原ガスショールームエコリア、久野アトリエ
- ・従事者人員 講師を含むスタッフ4人
- ・受益対象者 障害児者、保護者 延べ31人

<スクランブルダンス>

- ・日 時 R1.5月、8月、11月、R2.1月 全4回
- ・場 所 小田原市立三の丸小学校アリーナおよび小田原市民会館
- ・従事者人数 講師を含むスタッフ10人
- ・受益対象者 障害児者、一般 延べ60人

<フラダンスレッスン>

- ・日 時 H31.4.1~R2.3.31 全8回
- ・場 所 小田原市保健センター2F、横浜青少年センター
- ・従事者人数 医師を含むボランティア5人
- ・受益対象者 障害児者、保護者 延べ76人

エ 制作物の二次使用による広報事業

- ・内 容 アで創作された著作物を二次使用し、一般へ広く発信することができた。絵画作品を定期的に貸し出し飾っていくことが、障害者アートへの周知へと広がった。
- ・日 時 通年
- ・場 所 小田原市、南足柄市、川崎市、東京都
- ・従事者人員 ボランティア含むスタッフ10人
- ・受益対象者 一般

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

ア 就労継続支援B型事業所アール・ド・ヴィーヴル

- ・内 容 知的、精神、肢体不自由な障害がある方を対象に就労支援を行った。創作、表現活動を中心に、作品の展示作業、グッズ製作、農園作業、PCデータ入力、調理、配達など、個の特性に応じた仕事を提供できた。
- ・日 時 通年
- ・場 所 小田原市久野906 アネシスヒルズ102
- ・従事者人員 常勤職員2人、非常勤職員8人
- ・受益対象者 18歳以上の障害がある方 延べ3,076人

③ 障害児者の創作活動の紹介事業

ア 啓発イベント・展覧会・支援者研修事業

- ・内 容 活動により生まれた障害者の作品を、社会へ発信するために展覧会を2回実施、県主催イベントにも参画し、活動を周知する一助となった。当法人施設職員向けに重度障害者支援スキル向上のため、生活介護施設への視察研修旅行を実施した。

<神奈川県とともに生きる憲章啓発イベントみんなあつまれ in 大和市民まつり>

- ・内 容 アールのアーティストを派遣し、来場者とともにアートワークショップを実施した。5メートルの作品を完成させた。
- ・日 時 R1.5.12
- ・場 所 大和市 引地台公園
- ・従事者人員 講師含むスタッフ 5人
- ・受益対象者 障害者、一般 参加者 40人

<アール・ド・ヴィーヴル展 自分らしく生きる10>

- ・日 時 R1.6.26~7.1
- ・場 所 ギャラリーNEW 新九郎
- ・従事者人員 キュレーター含むスタッフ 10人
- ・受益対象者 一般 来場者数 610人 (6日間)

<展覧会 生きるよろこび>

- ・内 容 重度障害者のためのアートワークショップの成果発表の場として、小田原市(文化部文化政策課)と共催で展覧会を開催した。
- ・日 時 R2.1.17~1.24
- ・場 所 小田原駅地下街ハルネ小田原 うめまる広場
- ・従事者人員 アートディレクター含めスタッフ 10人
- ・受益対象者 一般 来場者数 700人 (8日間)

<重度障害者地域支援者育成事業>

- ・内 容 重度障害者へのアート活動の支援スキルを向上させるために、先駆的な事業を行っている生活介護施設へ視察研修を実施した。
- ・日 時 R1.8.28~29
- ・場 所 大阪府大阪市(アトリエコーナス)・滋賀県甲賀市(やまなみ工房)
- ・従事者人数 アートディレクター含め 3人
- ・受益対象者 就労B施設職員 3人

イ 広報、出版に関する事業

- ・内 容 年間の活動報告のためのニュースレターをR1年12月に発行。各展覧会の告知ポスター、フライヤーを作成した。日常のアート活動はSNS、ホームページにて更新。当法人のコンセプトブックと重度障害者のアート活動成果報告冊子をR2年3月発行した。
- ・日 時 通年
- ・場 所 当法人事務所
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 一般

◎ 令和2年3月31日現在の会員数 140人

- 内訳 ・正会員 44人
- ・賛助会員(個人) 52人、(法人・団体) 44団体

職場環境要件の提示について

アール・ド・ヴィーヴル
就労継続支援 B 型事業所

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資 質 の 向 上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県強度行動障害支援者養成研修の研修終了者を増やす。 ・神奈川県強度行動障害支援者養成研修の受講を勤務扱いとし、費用を全額事業所が負担する。
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	<p>介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</p> <p>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実</p> <p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p> <p>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</p> <p>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格手当として、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護福祉士、看護師へ支給する。金額は、実務経験等により別途協議する。 ・別表においては、満 55 歳での昇給停止を満 60 歳とし、3 級俸給表の号俸を 5 段階追加する。 また、職員採用の際に、職務経験年数換算を取り入れる。
そ の 他	<p>障がい福祉サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</p> <p>障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</p> <p>地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</p> <p>非正規職員から正規職員への転換</p> <p>職員の増員による業務負担の軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス情報公表制度の活用 ・非正規職員から正規職員への転換を図る。 ・職員の増員による業務負担の軽減を図る。